

## ア 9-5-7-2

## ● 大坂立売堀阿波橋町について

立売堀（いちちぼり）阿波橋町は、下船場（外船場・西船場とも言う）の立売堀川に架かる阿波橋から北へ延びる阿波橋筋の両側町で、旧名を立売堀下之北裏町といい、大坂三郷の南組に属する。東側に古金町、西側に鉄町、北側に釘屋町など、鍛冶・金属加工業が盛んであった地域に含まれる。明治 5 年（1872）に阿波座一番町となり、今日では西区阿波座二丁目に該当する。「三郷水帳町数・家数・役数寄帳」（『大坂編年史』26）によると、元禄 8 年（1695）の家数は 27 軒、役数は 30 であるが、年寄分 1 は無役で、差引役数は 29 である。当時の年寄は寺山見正であった。

## ● 大坂立売堀阿波橋町文書の内容について

本文書は、以下に示す分厚い帳簿 2 点のみであり、関西大学図書館に入った経緯は不明である。

## ◎〔1〕「立売堀阿波橋町人別帳」

阿波橋町に住む人々の戸籍に当たる文書で、保存状態は非常によい。幕末の万延元年（1860）から文久 3 年（1863）まで、4 年分を一冊に綴じたものである。各年とも 10 月 1 日付で、「切支丹宗門之事」「博奕諸勝負之事」「傾城町之外遊女之事」といった従前の法度の遵守について前書きがあり、町年寄の紙屋利兵衛一家の記述から始まる。家族は当主以下、下人（下男）・下女まで含め、全ての続柄・人名を記す。当主の屋号の上に旦那寺名を書き、当主名の真上に箆で印鑑を押すための線を引いている。捺印は毎月で、当主名の下にも印鑑があり、合計 12 顆となる。閏月がある年は 13 顆である。家持は 9 軒、その後に借屋ごとの住人が続く。全所帯数は万延元年が 128、文久元年が 116、同 2 年 119、同 3 年 118 である。所帯で最も大きいのは家持の銭屋藤兵衛で、女房・倅 2 人・娘 1 人・母に、下人・下女合わせて 16 人である（万延元年 10 月に娘が生まれた後は一時期 18 人となる）。幕末の町人の構成を知る一級史料である。

なお、表紙の貼紙に見える「嘉永元申年ヨリ廿四冊□□（ノ内）」は、立売堀阿波橋町人別帳の総数ではなく、文字からして、明治前期の大小区時代か戸長役場時代に、管轄下にある町の全人別帳を示したものではないかと推測される。

## ◎〔2〕「立売堀阿波橋町入用帳」

立売堀阿波橋町の町入用と集金の記録である。表の表紙は脱落しており、内容は嘉永元年（1848）6 月から安政 2 年（1855）12 月にわたるが、綴じ外れにより嘉永 2 年 1 月～同 8 月分が落丁している。帳簿の構造からして元は嘉永元年 1 月から始まっていたと推測される。家持 2 名ずつが月行司を務め、各月の入用を書上げ、役数に応じて各家持に費用を割り付ける。当時の役数は 28 で、家数は 18～19 軒であり、嘉永 6 年 1 月を例にとると、役数 3 役が 3 軒（島屋嘉兵衛・近江屋熊蔵・銭屋藤兵衛）、2 役が 2 軒（玉屋五兵衛・天満屋五兵衛）、1 役 7 歩が 1 軒（銭屋藤兵衛）、1 役 3 歩が 1 軒（高津屋彦兵衛）、1 役が 12 軒である。〔1〕の人別帳に見える銭屋藤兵衛が 2 軒の家持であることがわかる。

1 年のうち、とくに入用の多い時期は「先集」として、1 役 35 匁の勘定で前もって徴収し、後で精算する方式をとっている。年頭と八朔の御礼は定例の物入りで、大坂奉行所関係に銀子を贈る。東西の町奉

行とその家老衆から始まり、東西の調方・寺社方・地方・吟味方・盗賊方・目安方・組頭・筆頭、下調方・下寺社方・下地方・下吟味方・下目安方、東西書役・町目附らの諸役人が記載されていて、嘉永・安政期の大坂町奉行所の詳細な人員構成を知ることができ、史料的价值が高い。

立売堀阿波橋町の住民構成について、上記の史料によりある程度の変遷を知ることができる。

なお、他の立売堀阿波橋町文書には、文化 12 年・安政 3 年の水帳（大阪商業大学商業史博物館蔵）、天保 5 年の「諸訴書并惣会所書上控留帳」（大阪府立中之島図書館蔵）があり、本文書を利用する際には、参照すべきである。